

令和6年度 第4回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）7月17日

日野市教育委員会

令和6年度第4回日野市教育委員会定例会

開催日時

令和6年(2024年)7月17日(水)

14時00分～14時31分

開催場所

506会議室

出席委員

教 育 長 堀川 拓郎
委 員 真野 広
委 員 岩下 優美子

教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 正留 久巳

議事録署名委員

委 員 高木 健夫

事務局出席者

教 育 部 長 中田 秀幸
教育部参事 田中 洋平
学務課長 成澤 綾子
統括指導主事 前田 健太
教育センター 田中 勉

教育部参事 長崎 将幸
(兼教育指導課長)

庶務課長 釜堀 亜矢子
教育指導課主幹 坪田 充博
中央公民館長 大村 国博

傍聴者

1名

書記

庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容

別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

高木 健夫

議事内容

議案

- 第 2 1 号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出について
- 第 2 2 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第 2 3 号 日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について

請願審査

- 第 6-5 号 2025 年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し”軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願

報告事項

- 第 9 号 令和 6 年第 2 回日野市議会定例会の報告
- 第 1 0 号 要綱の制定及び改廃の報告（令和 6 年 4 月～令和 6 年 6 月）
- 第 1 1 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14 時 00 分

[堀川教育長]

ただいまから、令和 6 年度第 4 回教育委員会定例会を開会いたします。

まず初めに、令和 6 年 6 月 28 日付で、引き続き高木委員が任命されました。

併せて、同 6 月 28 日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項にあります、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとあります。この委員に改めて高木委員を指名させていただきましたことを御報告させていただきます。

それでは、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[高木教育委員]

高木です。日野市の教育行政の発展に向けて一生懸命務めてまいります。引き続き、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

本日は傍聴を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、高木委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案 3 件、請願審査 1 件、報告事項 3 件です。

会議の進め方ですが、まず請願第 6－5 号を審査し、次に議案第 21 号から順次審議を進めていきたいと思います。また、議案第 22 号は公開しない会議とし、最後に審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず請願第 6－5 号を審査し、次に議案第 21 号から順次審議を進めていきたいと思います。会議規則第 10 条により、議案第 22 号は公開しない会議とし、議事の最後に審議をいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第 6－5 号 2025 年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し”軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第 6－5 号 2025 年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し”軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 17 ページを御覧ください。請願番号、請願第 6－5 号、受付年月日、令和 6 年 6 月 30 日、件名、2025 年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し”軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、18 ページから 19 ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

[請願者]

こんにちは。

[堀川教育長]

それでは、請願者は 5 分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

文科省は 3 月 22 日に来年度使用の教科書の検定結果を公表しましたがけれども、これはあくまでも記者クラブに限定しているだけで、私も昔、民主的な教科書会社に直接取材に行きましたけれども、一般の大学教授とか研究者なんか、あるいは一般の市民、なかなか 5 月の終わりまでタッチができないということは、まず文科省がおかしいと言った上で、私どもが非常に懸念しているのは、令和書籍という会社が非常に極端なので、ここに引きずられて、改憲派の育鵬社への批判が全然できていない人が多いということです。

令和書籍というのは 4 回不合格になっていますけれども、4 月 10 日に韓国の国会議員選挙がある前は検定結果を公表していない、合格を決めていないんですね。韓国の国会議員選挙が終わってから合格を決めたという、どうも首相官邸の圧力があるんじゃないかという話もあります。一応耳に入れておきます。

公民教科書で懸念しているのは、岸田バイデン会談で日米首脳会談で、やはり自衛隊と米軍の指揮・統制の向上とか、統合作戦司令部という本当に戦争をやるためのものを設置するという中での教科書ですから、やはりこう憲法 9 条にのっとった記述をちゃんとしているかどうかということが大事だと思うわけですね。

左下です。防衛省の広報誌化しているんじゃないかということで、今日は右上に書いたように、いつも壊れた IC レコーダーのように高木さんをはじめ皆さん同じ意見、中身を踏み込まない意見じゃなくてきちっと中身に踏み込んでください。お子さん、お孫さんのためにも、そこは強く言っておきます。

まず、東京都教育委員会の『教科書調査研究資料』というものは、これ、非常に偏って

おります。6月11日に、私、オンラインで見ましたけれども、今はホームページに載っていますけれども、例えば自由・権利というものを、これ、教科書というものは文脈の中でやっぱり読み込まなきゃいけないんですよ。それをただ単に「権」という言葉がつけば、それをカウントして、それを何か所、育鵬社は載せていますという、愚かなことをやっているんです。

では、その権利というのは何かというと、右下に書いてあるように、私たちの普通の生存権とか、参政権とかだけじゃないんですよ。政府の権限、権力のような集団自衛権とか交戦権、こんな権限を行使してもらっては困るんですけども、こういったものまで「権」という言葉がついているから、「はい、カウントしました」って、都教委の『調査研究資料』は何の意味もないことをやっているわけですね。

2ページ目に行っていて、ほかにも神話上の物体である神武天皇・天照大神ってこれ、こういった150歳まで生きなければ計算が合わないような物体まで「人物欄」にカウントし明記していると。本当に頭おかしい人が作っていると言わざるを得ない『調査研究資料』なんです。

あと国旗・国歌とか、子供たちに関係のないものの箇所数を入れていると、それが都教委です。

そういうことで、これは、ぜひこんなものを作るのは本当に時間の無駄、勤務時間の無駄になりますので、ぜひやめるように都教委に言っていただきたいと思います。

では、東京書籍に入りますが、2-2です。ここは、自衛隊の違憲論の合憲論のところについては、やはり政府の言い分にちょっと沿い過ぎていると。だから、早稲田大学の水島朝穂先生のような方の著書なんかもぜひ授業では補充してやっていただかないと、もし東京書籍を採択したらですよ。

それから、2-3のところです。沖縄と基地のところで、アメリカ軍による少女強姦事件のようなものに記述がないので、これをもし採択したら、きちっとほかの社でもそうですけども、補って教えてほしいと。

それから、2-4です。日米軍事同盟、何か日米同盟って軽く言う人がいますがけれども、軍事同盟なんです、これ。本当に恐ろしい安保条約と称する軍事同盟ですけども、ここについて政府の軍拡政策の受け売りが多くて、反対意見の記述がないので、補って教えるべきだと。

それから、2-5です。ここが「東アジア、東南アジアとの関係を深める上で、やはり過去の戦争を忘れてはいけない」と書いた上で、平和政策で2つ良いこと書いています。糸満市の平和の礎のところで、やっぱり戦争では民間人が犠牲になると、自衛隊というものはやっぱり国家体制を守るものですから、一般市民は守りません。一般市民の生命は後回しになりますので、生徒がそういうところを連想してくればいいかなと。

それから、②のところ。ベトナム戦争での戦争加担。日米軍事同盟ではそういう攻撃性があるというところ。その辺はきちっと書いてあるので、ここはぜひ東京書籍以外を使った場合は補って教えていただきたいと思います。五ノ井里奈さんへの自衛隊員によるわいせつ事件が起こっていますので、ぜひそういう点でも……。

[堀川教育長]

請願者へ申し上げます。５分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

もうすぐで終わります。

軍隊の危険性は教えてほしいと。

それから、２－６です。これはやっぱり教育出版が非常に政府寄りで、南スーダンPKOでの戦闘下での自衛隊の実態を書かないとか、少女強姦事件に触れていない。それから、中国を下にして日本は上で防波堤になっているような、そういう地図を含め、軍拡を煽るような記述になっている。そういうことで、ぜひ公民の教科書は憲法９条にのっとって、子供たちを戦争に送らないためにもしっかりと吟味して採択していただきたいと。

以上でございます。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。

[請願者]

ぜひお願いします。答えますので。質問ですか。

[堀川教育長]

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は請願事項として２－１項から２－６項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。

また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、件名や請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

請願者の御説明、ありがとうございます。また、事前に請願いただきましたので、内容もしっかり読ませていただきました。

その上で、この請願につきましては、請願者の考えに基づく一方的な主義主張であって、この請願を採択するに当たる正当な理由が私は読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断いたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

御説明ありがとうございます。本請願を読ませていただきました。今回の請願の背景と請願を実行いただきたいお願いなど及び具体的請願分析事項の２－１から２－６について読みましたが、本請願は請願者の考え方にに基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。した

がって、私は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

請願者による請願の事情を述べていただきました。ありがとうございました。

請願の背景及び2－1から2－6項にわたる請願事項を読ませていただきました。請願事項の内容に沿った意見書を文科省、都教委に出してほしいなどの請願ですが、なぜに本請願を当教育委員会で採択し、請願を実行しなければならないのか、その具体的理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、2025年度使用開始の中学校教科書の『採択 教科委員会・調査研究報告書』『採択 審議会・答申書』作成の際、公民分野の一部の社が防衛省の広報誌化し”軍拡肯定”の記述をしている事実を正確に明記頂き、対案も載せて頂きたい等の請願について、これを不採択とすることにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第6－5号については、不採択とすることに決しました。

議案第21号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第21号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出について

[釜堀庶務課長]

議案書1ページを御覧ください。議案第21号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出について御説明いたします。

提案理由でございます。私立幼稚園閉園計画に基づき、第四幼稚園を閉園するため、日野市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

3ページを御覧ください。改正内容は、本条例中別表第3、日野市立第四幼稚園の項を削るものでございます。

4ページ、5ページを御覧ください。新旧対照表をお示ししておりますので、御確認いただければと思います。

3ページにお戻りください。附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の提出についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育指導課主幹。

○議案第23号 日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について

[坪田教育指導課主幹]

教育指導課主幹でございます。

それでは、9ページをお開きいただければと思います。議案第23号 日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について。

提案理由でございます。学校教職員のテレワークを導入していくに当たり、日野市学校教職員テレワーク実施要綱を制定するものでございます。

次ページから、10ページから14ページまでが実施要綱、記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、補足説明資料を御覧ください。日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定について、御説明申し上げます。

1、概要。教職員の柔軟で多様な働き方を一層推進するため、「日野市学校教職員テレワーク実施要綱」を制定し、日野市立の教職員が各小中学校勤務校以外において出張時利用・在宅勤務で勤務ができるように要綱を制定するものでございます。

2、背景。国や都では新しい仕事の仕方・働き方改革の報告書及びGIGAスクール構想の下での校務DXについてにおいて、若い世代の働き手を確保・維持するため、子育て・介護をはじめとするライフスタイルに応じたテレワークなどの柔軟な働き方が求められており、東京都教育委員会でも教員が働きやすい職場づくりの一つの選択肢としてテレワークなどが推進されています。

テレワークのメリットには、柔軟な働き方の実現、移動時間の削減による学校教職員のワーク・ライフ・バランスの充実等が挙げられる。

以上のことから、第4次日野市学校教育基本構想の3、教育DXプロジェクト、また日野市学校教職員の働き方改革プラン、(2)教員業務の見直しと業務改善の推進、並びに(5)ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた意識改革と取組に基づきながら、日野市学校教職員テレワークの導入を進めていくものである。

3、導入に向けての対策。1、制度面。

①日野市学校教職員テレワーク実施要綱を制定する。

②日野市学校教職員テレワーク実施要領を策定する。

ア、日野市学校教職員テレワーク実施要綱第8条において、詳細に定めるべき事項がある場合、日野市学校教職員テレワーク実施要領を定め追記し、制度面を補完する。

イ、テレワーク実施時には、別途様式を用い、事前申請・報告書等として記録する。また出退勤管理システムを利用し、サービスの状況を管理する。

2、技術面について。

①文部科学省が教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、「アクセス制御による対策」に準拠する。

②教職員が利用しやすい日野市学校教職員テレワークに関する利用案内の周知。

③日野市学校情報セキュリティポリシー対策基準の改訂の実施。

以上をもちまして、テレワークの実施要綱を制定、導入に向けて推進していくものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。高木委員。

[高木教育委員]

学校現場での働き方改革が必要だというふうに考えております。働き方の多様性の観点で、今ありました背景等からもテレワークも必要というふうに考えるわけなんですけれども、学校教職員側からどのような場面での活用を要望するのか、何か具体的な声等があればその辺を教えていただきたいのですが、説明お願いいたします。

[坪田教育指導課主幹]

教育指導課主幹でございます。

学校現場でのテレワークの必要な場面といったところで、具体的に学校でもできる、または学校以外でもできるというものがまず挙げられる。では、それはこういった要素のものなのかといったときに、一つに教員と連携を図らなくても、個人で電子を介してやれるものというものがまず一つ大きくポイントとして上がってくるのかなと考えております。

その中には、一つとして、事例として、成績処理、またはデジタル採点、こういったものが一つ大きなポイントの要素として上がるのではないかと事務局のほうでは推察しております。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

質問に対しても回答ありがとうございました。働き方改革の観点で、テレワークの導入は望ましいものと私自身も考えております。心配されます情報セキュリティについても、

今回を機にレベルアップが図られているというふうに聞いております。まずはテレワークを始めてみて、教職員の皆さんの抵抗感の低減を図り、より気持ちよく、よりよい仕事をさせていただくことにつながればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。日野市学校教職員テレワーク実施要綱の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決されました。

報告事項第9号 令和6年第2回日野市議会定例会の報告について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第9号 令和6年第2回日野市議会定例会の報告

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書21ページを御覧ください。報告事項第9号 令和6年第2回日野市議会定例会の報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。一番上、1、会期は6月3日月曜日から6月19日水曜日の17日間で行われました。

その下、2、一般質問でございます。質問者22名、うち、教育委員会関係は10名、質問件数は42件、うち教育委員会関係は12件で行われました。要旨等については、23ページ以降の別表1のとおりでございます。

その下、3、議案でございます。市長提出議案14件、うち、教育委員会に関するものは3件、また議員提出議案はございませんでした。

議案の内容についてそれぞれ御説明いたします。

(1)、令和6年度日野市一般会計補正予算第3号でございます。可決されております。補正総額は歳入歳出とも25億4,733万5,000円の増、うち、教育費は6,599万2,000円の増でございます。内訳については、34ページ、別表2のとおりでございます。

(2)、令和6年度日野市一般会計補正予算第4号でございます。可決されております。補正総額は歳入歳出とも4億6,460万6,000円の減、全額が教育費となっております。内訳については、35ページ、別表3のとおりでございます。第4号補正後の予算総額は歳入歳出とも749億5,099万6,000円。うち、教育費は90億8,049万2,000円でございます。

(3)、日野市教育委員会委員の任命については同意されております。

その下、4、請願でございます。請願8件のうち、教育委員会に関するものが1件ござ

いました。第1回市議会定例会において継続審議となっておりました学校給食の無償化を求める請願は、引き続き継続審議となっております。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。真野委員。

[真野教育委員]

第4号の補正予算、35ページに詳細が書かれているんですけども、この中で豊田小学校大規模改造経費、これにつきまして減額になっておりますが、この背景を少し御説明をお願いしたいと思います。

[釜堀庶務課長]

第4号補正についてでございます。豊田小学校の大規模改造工事につきましては、当初予定では5月に入札の結果が出て仮契約を締結し、第2回の市議会定例会で契約締結について議決を得た後、本契約を締結するという予定で手続が進められておりました。

入札を行ったところ、入札参加の申請をしたのが1者のみであり、その1者が入札額を入れる段階になって辞退をしたことにより不調という結果になりました。

入札がやり直しとなったことに伴い、工事の着手が遅れ、当初、令和7年度中に終える予定であった工期が令和8年度まで延伸されることとなりました。

また、今回の入札における辞退理由として、設計の内容ではなく、人手不足ということをお伺っております。そのため、事業予算の総額は変更せず、予算額について年度間の調整を行うとともに、債務負担行為の期間を変更する補正予算を計上し可決されたものでございます。その結果、令和6年度の予算額については減額となったものでございます。

以上でございます。

[真野教育委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

今回のこれを見ても、不登校についての事項が多くあったように思います。本市は、様々な対応策を進めていると思っています。本年度も新たな取組がありました。各校各部署での効果的変化の事例、あるいは状況の変化について迅速な情報共有を図ることなどが今後一層大切になると思われますが、そこの辺りのことについてはいかがでしょうか。

[長崎教育部参事]

教育参事でございます。

不登校児童・生徒の対応につきましては、各学校におきまして、未然防止の取組はもとより、校内不登校支援教室をはじめとした取組を進めているところでございます。

不登校児童・生徒への支援の好事例等につきましては、生活指導主任研修会において、定期的に情報共有や協議を行っております。また、今年度新規に教育センターに配置した教育支援コーディネーターが各学校の好事例を収集しております。今後、各学校に展開を

していく予定でございます。

あわせて、チャレンジクラス設置校の三沢中学校、東京都教育委員会の校内別室指導支援員配置事業を活用している学校につきましては、年度末に事例発表を予定しているところでございます。

以上でございます。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。

[正留教育委員]

了解しました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。

なければ、報告事項第9号を終了いたします。

報告事項第10号 要綱の制定及び改廃の報告（令和6年4月～令和6年6月）について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第10号 要綱の制定及び改廃の報告（令和6年4月～令和6年6月）

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書37ページを御覧ください。報告事項第10号 要綱の制定及び改廃の報告（令和6年4月～令和6年6月）でございます。

次ページをお開き願います。要綱の名称、適用日、制定・改廃の理由は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第10号を終了いたします。

報告事項第11号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第11号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

議案書41ページを御覧ください。報告事項第11号 行政情報の公開請求について、報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第11号を終了いたします。

これより議案第22号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和6年度第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 14時31分